

仙台市（R04健保安）指令第921号

登録番号 第Q31385号

毒物劇物一般販売業登録票

氏名(法人にあっては、その名称)

株式会社スリー・アール

営業所又は店舗の所在地

仙台市青葉区柏木一丁目2-38
柏木丁ビル4階

営業所又は店舗の名称

株式会社スリー・アール

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

令和5年3月10日

仙台市保健所長



令和5年3月10日から

有効期間

令和11年3月9日まで

(注意) あなたの施設は、毒物又は劇物を直接取扱う場合にあっては毒物劇物取締法施行規則第4条の4の規定に適合する設備を設け、毒物劇物取扱責任者を設置することが必要です。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、仙台市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。